

令和 2 年

第 8 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和2年 第8回 **定例** 臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和2年6月29日 午前 後 2時30分	佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和2年6月29日 午前 後 4時15分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	

出 席 者	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 渡邊 尚人		仲川 正道
1番委員 仲川 正道		池 典比古
2番委員 中村 友子		
3番委員 信田 恵子		
4番委員 池 典比古		

説 明 の た め 出 席 し た 職 員

教育総務課 課長 坂田 和三 課長補佐 高野 久之 総務係長 飯田 誠 調査員 中川 啓一 学校経営指導員 本間 健人	社会教育課 課長 市橋 秀紀 中央図書館長 源田 俊夫
学校教育課 課長 濱田 晴明 管理主事 森 和人	

傍 聴 人	有 無
-------	------------

報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり
-----------	-------------

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会議に付議した事件の題目	
議案第 46 号	佐渡市新たな学校教育環境整備検討懇談会開催要綱の制定について
議案第 47 号	佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処理について
議案第 48 号	佐渡市佐渡ことば・こころの教室判定会議開催要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第 49 号	佐渡市佐渡ことば・こころの教室運営会議開催要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第 50 号	一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会開催要綱の制定について
議案第 51 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について
議案第 52 号	佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱に係る専決処理について
報告事項	1 学校情報について 2 県立高校等再編整備計画について 3 佐渡市立図書館ビジョン事業実施計画について 4 佐渡文化財団について 5 その他
協議事項	1 旧盆期間中の学校の5日間の無人化について
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ 無 有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<p>・ 渡邊教育長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後 2 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今から令和 2 年第 8 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第 1 「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、仲川委員と池委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 日程第 2、議案第 46 号「佐渡市新たな学校教育環境整備検討懇談会開催要綱の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<p>・ 坂田教育総務課長</p>	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度から平成 29 年度までの 12 年間を計画期間とする佐渡市保育園・小学校・中学校統合計画は、計画策定から約 14 年が経過して、出生数や児童生徒数の推移や社会情勢の変化などから新たな学校統合計画の策定や学校連携の可能性の検討が必要になってきています。このことから、新たな計画の策定に向けて、学識経験者、教育関係者だけではなく、保護者をはじめとする市民の皆様や地域づくり団体などにより幅広い協議、検討を進めるため、新たな学校教育環境整備検討懇談会開催要綱を制定するものです。 ・ 基本計画案策定までのスケジュールにつきましては、総務係、中川調査員から説明をします。
<p>・ 中川総務係調査員</p>	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局案としまして、今年度から来年度にかけて計 6 回の懇談会を開催し、学校再編に関する検討を進めていきたいと考えています。大まかな流れとして、今年度中に小中学校の現状、望ましい学校規模、新たな学校経営の在り方などについてご意見をいただくとともに、アンケートや座談会を通じて幅広く意見を求めていきたいと考えています。来年度は、方針案、計画案と段階を進め、パブリックコメントを通じて市民からも意見を求め、計画の最終案へと検討を進めていく予定です。進捗状況に応じて柔軟に対応したいと考えています。 ・ 計画期間は令和 4 年度から令和 15 年度までの 12 年間と考えています。前期は令和 4 年度から令和 9 年度までの 6 年間、後期は令和 10 年度から令和 15 年度までの 6 年間で予定しています。前期は小学校の再編、後期は中学校の再編を中心に進めていく方向での検討を予定しています。 ・ 計画案の提言時期は、令和 4 年 2 月をめどに教育委員会に学校再編計画最終案という形で提言を進めていきたいと考えています。
<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対し質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 前回、市長との総合教育会議の席上でも申し上げましたが、学校再編整備計画の策定をし直して、次の段階に進むべき時期にきています。懇談会の設置については賛成です。是非令和 4 年 2 月をめどに、良い計画ができますようよろしくお願ひします。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にご意見等ありますか。

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 46 号「佐渡市新たな学校教育環境整備検討懇談会開催要綱の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第 3、議案第 47 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処理について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・濱田学校教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策で行った臨時休業等に対する学びの保障を確保するために、夏季休業期間を短縮するための改正です。学校や関係機関への準備がありましたので、早く知らせる必要があると考え、専決処理させていただきました。 ・ 詳細ですが、前年度の未履修を扱った授業数や今年度の臨時休業で失った授業数などを補うため、また感染拡大の第 2 波、第 3 波による臨時休業等に備えるために学校現場へ調査を行ったところ、夏季休業の短縮が必要となりました。その内訳は、7 月を 4 日間短縮、8 月を 2 日間短縮し、合わせて 6 日間それぞれ授業日を設定しました。全体としましては夏季休業の開始を 7 月 31 日からとし、最終日を 8 月 23 日までとしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対し質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 47 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処理について」は、原案どおり承認されました。 ・ 日程第 4、議案第 48 号「佐渡市佐渡ことば・こころの教室判定会議開催要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・濱田学校教育課長 ・渡邊教育長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市佐渡ことば・こころの教室判定会議開催要綱第 2 条の参加者について、平成 29 年 4 月の佐渡市の組織改編に伴い、子ども若者課が創設され、子育ての所管課が社会福祉課から子ども若者課に変更されたことから、本要綱の改正を行うものです。 ・ ただ今の説明に対し質問、ご意見ありましたらお願いします。

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 48 号「佐渡市佐渡ことば・こころの教室判定会議開催要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 5、議案第 49 号「佐渡市佐渡ことば・こころの教室運営会議開催要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・濱田学校教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市佐渡ことば・こころの教室運営会議開催要綱第 3 条の参加者について、これまでオブザーバーとして参加してきた佐渡市子ども若者課担当職員を追加するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対し質問、ご意見ございませんか。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 49 号「佐渡市佐渡ことば・こころの教室運営会議開催要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第 6、議案第 50 号「一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会開催要綱の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回 6 月議会でも一般質問等で取り上げられて、話を進めてきています。後の報告のところで、文化財団の問題点、今年の予算的などころの考え方を説明させていただきます。 ・ 社会教育課では、文化財団を今年から来年に向けて、そのまま続けたい気持ちでしたが、市長から、本当に財団がやる方向が良いのか、もとの行政でやるのが良いのかをもう一度検討してもらいたいと提案がありまして、検討会の中で財団の必要性に関することを検討していただきたいと考えています。これは、外部団体でしっかりと、文化財団の在り方、必要性などを検討していただきたいというものです。 ・ 参加者は 10 人以内としていますが、この中では学識経験者、文化活動を行っている方で概ね 5 人から 7 人で外部委員をつくり、文化財団の在り方等を検討していただきたいと考えています。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュールは、新年度予算が大体 11 月に予算要求が始まりますので、それまでに必要性の有無を決めて、教育委員会、そして議会の委員会等で説明をした中で、新年度の進め方を考えていきたいというものです。 ・ ただ今の説明に対し質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ このたびの文化財団の不祥事に対し、このような検討会をつくるということは、佐渡の伝統文化にとって少々回り道ではありますが、今やっておかないと今後、毀損された信頼が回復しない。この件については賛成をします。特に趣旨の第 1 条に「必要性を検討する」という重い言葉を入れてあることは、大変良いと思います。根本のところから、本当にこの財団が必要なかどうか結論を出してもらいたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質問、ご意見ありますか。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 50 号「一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会開催要綱の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、議案第 51 号から議案第 52 号まで及び報告事項 1 は、人事及び個人情報に関する内容であることから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ よって、議案第 51 号から議案第 52 号まで及び報告事項 1 については秘密会とすることといたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 51 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について」、濱田学校教育課長から説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 52 号「佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱に係る専決処理について」、濱田学校教育課長から説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 1 「学校情報について」、森管理主事から説明する。 <p>【以上の報告については、質疑を経て終了する。】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 2 「県立高校等再編整備計画について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過説明ですが、6 月 16 日に県教育庁の教育次長から、県立佐渡中等教

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 源田中央図書館長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 源田中央図書館長</p>	<p>育学校が令和5年度から募集停止して閉校する方向で検討を進めている旨の説明を受けました。その段階では、素案であることから、6月25日に県議会への説明の後、公表されます令和3年度から5年度の県立高校等再編整備計画を確認した上で各方面からのご意見をいただきながら、しかるべき対応を取りたいと考えまして、準備を進めていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その中、6月23日午前中に津南町町長が県の教育長と面会をして、同じく募集停止の方向が示され、検討されていた津南中等教育学校の在り方について意見交換をし、このことと併せて佐渡中等教育学校の募集停止について、同日の昼に報道がされています。 ・ 佐渡中等教育学校の募集停止の情報が一方的で断片的な伝わり方となり、生徒、保護者、また地域の不安、影響が懸念されたことから、市長が24日に県教育長に面会をしまして、早い段階で生徒、保護者、地域に県の方針、対応を説明するよう強く申入れするとともに、佐渡中等教育学校の在り方についても意見交換をさせていただいております。 ・ 再編整備計画については、6月25日に県教育委員会が県議会総務文教常任委員会に提示をして説明をした後、公表を予定していましたが、県の委員会で非常に批判を受けたことから、本日午前中に県議会の連合委員会、知事と直接やり取りをする委員会の方に諮られたということです。 ・ 佐渡市では、佐渡中等教育学校の令和元年度の進学実績、佐渡の地理的特性でもある長い海岸線の各地区から通学する子どもたちがいることから、佐渡地区にとっては非常に必要で大切な学校ということです。地域と協議することなくこのような計画を発表するのは極めて遺憾であることから、津南中等教育学校と同様、在り方について検討すべきということで、本日改めて、市長が県に出向きまして、計画を見直すよう申し入れ、昼の報道でもありましたが、佐渡中等教育学校も募集停止から一旦白紙、学校の在り方を検討するという方向になっています。 ・ ただ、県の教育委員会は定数割れなどから将来的な維持というのはなかなか難しいという考え方もあって、今後有識者とも検討していきたいという報道がありました。 <p>【以上の報告については、質疑を経て終了する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項3「佐渡市立図書館ビジョン事業実施計画について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価指標（令和元年度～令和5年度）について、来館者数の令和5年度の目標数値を教育大綱と教育振興基本計画の数値との整合性を図るため、1箇所修正するものです。 ・ 数値の修正があったということですね。ご質問等ありますか。 ・ 「アニマシオン」という記載がありますね。スペイン語らしいんですけども、これはどういう意味か、説明してください。 ・ 注釈にもつけさせていただきましたが、集団読書でございまして、子ども
---	---

<p>書館長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 源田中央図書館長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 委員全員</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 市橋社会教育課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p>	<p>もの読む力というものを、同じ本を丸ごと1冊皆さんが読んでいただいて、同じ本を読んでどう思うかということをお互い語り合うといいでしょうか、そういう中で子どもの感受性を呼び覚ますといいでしょうか、いろんな考えがそこで、同じ本の中でも出てくると思うんですけども、子どもにいろいろ感じていただきたいという中身です。</p> <p>・ 今の説明だと、昔からやってきた読書発表会のようなものをイメージします。中に「作戦」という言葉を使っていますね。何かゲームを入れたりして、互いに情報を確認しながら進めていくことなのですか。もうこれは取りかかっていますか。</p> <p>・ 具体的にこういったもの、どこかの学校とかでこちらが主催してというのはまだですが、ただ同じもので集団読書、こういった本を購入してやっていきたいと思います。本については適時、計画的に購入していきたいということは考えております。</p> <p>・ 次の機会にでも、このことについて進展がありましたら教えてください。</p> <p>・ 他にありますか。</p> <p>・ 発言なし</p> <p>・ 質疑なしと認めます。</p> <p>・ 次に、報告事項4「佐渡文化財団について」、事務局の説明を求めます。</p> <p>【説明要旨】</p> <p>・ 佐渡市から文化財団に補助金、負担金等が出されて、それを原資に文化財団が事業を進めたことについて、その手続等にお互いの連絡不足、知識不足等により、お金の流れがおかしいと今年4月に監査の方で指摘を受けた点について説明。</p> <p>・ 文化財団が行った委託事業について、130万円を超えているもののうち、随意契約ではなく競争入札が必要ではないかという監査から指摘を受けた点について説明。</p> <p>・ 社寺のアーカイブ等、茅葺きの調査等、佐渡の民謡レコーディング業務の委託期間について、年度末に合わせて事業を進めている点が、議会からも、社会教育課が計画性をもって事業を進めるべきであったと指摘を受けていることを説明。</p> <p>・ 今年度は、文化財団の在り方、必要性の検討委員会を立ち上げ、次年度どのようにするかを教育長、市長等と検討して、次年度につなげていきたいという方向性を説明。</p> <p>・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありますか。</p> <p>・ 「負担金及び補助金の流れ」については、手続上の不手際で、犯罪行為には当たらないということでしたので、それは良かったとは思いますが、お粗末だとも思いました。</p> <p>・ 前回課長から頂いた資料の中に、予算と決算の額が大幅に違っているという監査委員から出されたリストがありました。それが今回の資料には含まれていませんね。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これはその中のほんの一部です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あのリストがあると、事業費の使い方がいかに粗雑であったか、配慮がなかったか、一目瞭然に分かるのです。予算額に対して決算額は何倍にも何十倍にもなっているような決算を、事務局はともかく、理事会も評議員会も監査もよくも通したものだ。普通の組織なら通るわけがない。どういう組織なのか、組織そのものに問題があるというのが私の考えでした。そのことも併せて、次の段階の組織の形が見えてくるのだと思います。 ・ この中には成果はありますが、評価はどこにも書かれていません。こういうことを成果物として出しましたというだけです。成果物の完成度というか、適切なものができたのかというところも確認していただきたい。 ・ 分かり易い例としては、塗り絵、私のような素人も疑問に思います。よく243万円も使ったものだ。これでこの値段は、普通に考えてもあり得ないという疑問を持たれる方も多いのではないかと思います。検討委員会で様々な角度から評価を下していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質問、ご意見ございませんか。 ・ 発言なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項5「その他」になります。 ・ 事務局から何かありますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田学校教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市奨学金の改定について、途中経過を報告させていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市では平成29年度に佐渡市奨学金貸与条例及び規則を改正し、修学支援、定住促進を図ってきましたが、財源である教育文化振興基金の確保が難しくなってきたのが現状です。そのような中、令和2年4月から佐渡市の奨学金より有利な国の給付型の制度ができたので、6月1日に新市長との話し合いを行いました。 ・ 市長からは、修学支援と定住促進を切り離して、修学支援については佐渡市の奨学金より有利な国の給付型の制度を周知することにより、国の制度を利用促進することを進めていく方向、また定住促進は、佐渡市にUターン、Iターンしてきた人に、その人が佐渡市以外の奨学金を受けていた場合は、その額を給付するなどの定住促進を促す手だてを各関係機関と考えるよう指示がありました。 ・ 例年、佐渡市の奨学金の募集が10月から始まります。奨学金の補助は、教育委員会のみ内容ではありませんので、令和3年度以降の募集の有無を含めて今後各関係課と話し合っ、令和2年9月の議会に条例、規則の改正案を上程する予定で考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の件で質問、ご意見ありますか。 ・ 趣旨は、佐渡市の奨学金よりも国の給付型奨学金の方が有利な場合が多いから、そちらへ振り向けて、佐渡市の奨学金については規模を縮小すると

<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田学校教育課長 	<p>という意味ですか。廃止するという方向なのですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それも含めて今後検討していくということになります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町村の奨学金を受けた者が佐渡市へ移住、定住した場合に、どうすると言ったのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市にUターン、Iターンしてきた場合、佐渡市以外の奨学金を受けていた場合は、その額を給付、佐渡市の方で補償するというか、給付するということも考えられるのではないかと検討しているところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それはどういうことなのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市の奨学金をもらっていた人は、Uターンしてくると、10年間のうち5年間いると戻さなくても良いのが、佐渡市の奨学金ですが、U、Iターンを促進するために、佐渡市以外の奨学金、県内、他県の奨学金もありますが、それをもらっていた人が佐渡市に定住するとなったら、その奨学金を免除する形で今後佐渡市が肩代わりをするということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市が肩代わりして返還してあげると。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうです。それも一つの手じゃないかということをして市長が言いましたが、それも検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そういうことは、他地域でも行われている前例があるということなのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それについてはまだ調べていません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それについては、県の奨学金もそういう形になっていますね。県の高校、大学奨学金も、今はなくなりましたが、帰ってきたらその分、全額じゃないですけど、肩代わりしてあげるといのはあります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰ってきたらというのは、それはUターンです。今Iターンも言いましたね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当するのは日本学生機構の奨学金、県の奨学金が該当しますよね。他の市町村の奨学金も該当するということで、該当する範囲は広くということですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ つまりIターン、いわゆる移住者に、ふるさとへ戻ってきたのではなくて、移住してきた人に対して、それまで受けた奨学金の返還を佐渡市が肩代わりするということまで検討に入るのですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そういう意味です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ大きなのは、Iターン、Uターン政策というものを奨学金とは別にするという基本的な考え方なので、Iターン、Uターンについてはもっとたくさんアイデアがあるかもしれません。 ・ あと、佐渡市の奨学金については、給付型の部分は全部国にやるということですね。あと、残りのシステムをどうつくるかということですね。例えば日本学生支援機構にある利子がないものと、有利子のものとありますよ

<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 ・濱田学校教育課長 ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 ・高野教育総務課長補佐 ・渡邊教育長 ・高野教育総務課長補佐 ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 ・森管理主事 	<p>ね。例えば有利子の部分の利子を負担するパターンもあるかもしれないし、全く新しい形で佐渡市の奨学金をつくるかもしれない。これはこの後の検討です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お金の問題と、もう一つ、我々の以前の会議で課題となったのが、これは奨学金本来の意味をもっているのか。フリーハンドで、人物審査も意欲も成績も何も考慮しないで、限度まで執行してしまうというやり方にも問題があった。金を与えるだけであれば、これは教育ローン、返還免除付教育ローンだと私は思います。奨学の名に値するものにするには、小中高校の教育にも何らかのメリットがある方策を考えてもらいたい。 ・ ありがとうございます。 ・ ただ今の奨学金の件で他にご意見等ありますか。 ・ 発言なし ・ 他に事務局から。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に教育委員会が毎年作成するよう書かれている「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書」については、7月の定例会で報告したいと考えており、原案を今作成しています。7月早々に皆様にお配りして、定例会前に皆様から意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。 ・ 定例会後の勉強会という形で聞くということですね。 ・ 意見書の用紙を委員の皆様にお渡しし、それを事前に頂くという形にしたいと思っています。それを取りまとめて、教育委員会の定例会でお答えするという形でどうかと考えております。 ・ そのような形で良いですか。 ・ 良ければその形でやりたいと思います。やってみて、それで足りなかったらまた形を考えていきましょう。 ・ 事務局からはよろしいですか。 ・ その他、委員の皆様から何かありますか。 ・ 発言なし ・ ないようですので、日程第9、報告事項はこれで終了いたします。 ・ それでは、日程第10、協議事項1「旧盆期間中の学校の5日間の無人化について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市の小中学校は、平成29年度から旧盆期間中3日間、8月13、14、15日の3日間を無人化することを認めています。 ・ 学校における働き方改革が推進され、以前にも増して長期休業期間中に教職員が休暇を取得しやすい勤務環境を整えることが求められています。 ・ そこで、令和2年度から佐渡市小中学校の旧盆期間の3日間を含む5日
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 森管理主事 ・ 渡邊教育長 ・ 坂田教育総務課長 ・ 渡邊教育長 	<p>間、8月12日から16日までの間、学校を無人化することを認めるという方針で考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理由は、多忙化解消のため、他企業もこの期間はお休みで、来校者もなく、休暇の取りやすい勤務環境を整えるということ、経費節約のためになります。 ・ 上記期間中に、学校等に事故等の緊急事態が発生した場合は、週休日、閉庁日と同じ対応を進めてもらうことを徹底します。 ・ 保護者、地域住民から学校開放などの要請があった場合は、無人化を理由に否定はせずに受け入れるという体制を整えていきたいと思いをします。 ・ なお、無人化に伴う規則改正の必要はありません。 ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ございましたらお願いします。昨年まで3日間だったのが今度5日間に延ばすということになります。 ・ 発言なし ・ では、事務局の提案どおり進めたいと思いますが、この後は通知を出すということですね。 ・ はい。学校及び保護者にも通知を出したいと思いをします。 ・ よろしくをお願いします。 ・ では、最後になります。日程第11、次回会議の開催日について、事務局の説明を求めます。 <p>【次回の会議は、7月20日（月）の教科書用図書選択に係る選定委員会の終了後、午後4時45分から臨時会を開催したい旨を説明した。また、7月29日（水）の午後2時30分から定例会を開催したい旨を説明した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上で令和2年第8回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後4時15分終了</p>
---	---